

令和 3 年 9 月 28 日

第 2 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和3年9月28日
午後1時30分～午後2時40分
場所 出水市役所本庁4階 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

(2) 欠席委員

なし

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 6号 非農地証明願について
- 議案第 7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第2回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
今回は農業委員全員の出席で定足数に達しております。
議事録署名委員を指名いたします。
3番、福本委員と4番、松元浩文委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。
(「異議なし。」という者あり。)
会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の説明に入る前に、総会資料の体裁を一部変更しましたので、説明します。今回から、資料の5ページから14ページにかけて、申請地の地籍図を載せているのですが、今回から周辺地位置図を省略し、周辺地を広く表示した地籍図のみ添付していますので、御了承ください。あと、3ページ、4ページをご覧ください。3ページの表の一番左側に『項』の番号を振ってありますけれども、その右隣に『地図』という欄がありますが、空欄になっているんですが、通常、地籍図のページを載せているんですが、すみません、今回載せるのを忘れていましたので、今から申し上げますので、記入をしてください。1項が5ページです。「5」と書いてください、地図の欄にですね。2項が「6」、3項が「7」、4項が「8」、5項が「9」、6項が「10」、7項が「11」、8項が「12」、賃借権設定の1項が「13」、使用貸借権設定の1項が「14」になります。5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14です。

あと、その他でもう一つ4ページの5項、6項の表の真ん中どころの土地表示の欄があるんですけども、「大字」「字」と書いてありまして、「字」の所に、字陣之平、字新田、と書いてあるんですが、「字」を抜いてください。よろしくをお願いします。

それでは、資料に沿いまして説明します。所有権移転第1項です。

申請地は、下大川内、田、424㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、9,327㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。地籍図を見ていただくと、5ページなんですが、地籍図の申請地両隣の〇〇〇〇番と〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番は、譲受人所有の農地です。

第2項、申請地は、上大川内、畑、857㎡です。譲受人は、農家で、水稻等を耕作されています。取得後は露地野菜を耕作予定です。許可後の面積は、4,250㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。譲受人は85歳という年齢なんですが、申請地の6ページを開いてもらって良いでしょうか。6ページの申請地、〇〇〇〇番の隣の〇〇〇〇番の宅地があるんですけども、そこに譲受人の娘さんご夫婦がお住まいで、後継者として一緒に耕作されるという事です。

第3項、申請地は高尾野町大久保、畑、10筆、合計9,110㎡です。譲受人は農家でそば等を耕作されています。取得後は果樹を耕作予定で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。

第4項、第5項の申請についての譲受人は、同じですので、あわせて報告します。第4項、申請地は高尾野町大久保、畑、3筆、合計1,594㎡です。

第5項、申請地は高尾野町大久保、畑、2筆、合計面積1,271㎡です。譲受人は、兼業農家で露地野菜を耕作されています。取得後も露地野菜を耕作予定です。許可後の面積は4,344㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第6項、申請地は高尾野町大久保、田2筆、合計面積2,067㎡です。譲受人は兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、41,212㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第7項、申請地は高尾野町柴引、田、383㎡です。譲受人は、農家で水稻等を耕作されています。許可後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は3,278㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。地籍図11ページを御覧ください。斜線にあります、〇〇〇〇番の田んぼなのですが、申請地北側の〇〇〇〇番は譲受人の所有地田んぼになります。

第8項、申請地は高尾野町唐笠木、田、1,059㎡です。譲受人は、兼業農家で水稻等を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、12,159㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。地籍図12ページを開いていただいて良いでしょうか。申請地籍図にあります、〇〇〇番〇の申請地になるのですが、この申請地東隣の2筆〇〇〇番〇、〇〇〇番〇は譲受人の所有地になります一体となって耕作されています。

次に、賃借権設定10年です。第1項、申請地は高尾野町江内、畑、614㎡です。借人は、林業を営んでいる兼業農家です。現在は、水稻等を耕作されています。取得後は苗木を植える予定です。許可後の面積は、3,221㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による申請です。地籍図13ページを開けていただいてよろしいでしょうか。斜線〇〇〇〇番がこの申請地になるのですが、入り口がはっきりした、出口が無いんですけども、確認しますと、申請地の〇〇〇〇番の下の方、〇〇〇〇番〇という所が、譲受人が借用されている土地という事で、一旦そこから農地へ出入りをするという事だったそうです。

最後に貸借権賃借権設定5年です。第1項、申請地は高尾野町柴引、畑、457㎡です。譲受人は、所有権移転第7項の譲受人と同じ方です。許可後は露地野菜を耕作予定です。許可後の面積は3,278㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による申請です。以上です。

議長 調査委員の報告、まずは14番委員お願いします。

14番 14番です。9月22日、18番委員、私、事務局職員で調査・審議した結果を報告します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第5項までを報告します。ページは、3ページです。場所は、高川ダムから南へ約1.5kmぐらい行った所です。今事務局の方から説明がありました通りに、地図の5ページを御覧ください。ここに〇〇〇〇番〇と斜線をしてありますが、その両隣が今度譲受人が、〇〇さんなのですが、それと〇〇〇〇番〇を今現在、耕作しているその間に挟まれた土地を〇〇〇さんより譲り受けて規模拡大したいという事です。

続きまして、第2項。これは、大川内中学校から南へ約500mぐらいの所です。ページは、6ページです。今さっき説明が2つ目にありました通り、譲受人が85歳という事で一番初めに書類を見た時に85歳でまだ土地をもっちゃったろかいという様な感じなのですが、6ページの地図でありますように、〇〇〇〇番の宅地とありますが、ここに娘さんが住んでいると。そして、一緒に農作業をするという事で今度、野田の本町の〇〇さんが〇〇〇〇番の斜線を持っていると。野田からここまで来るのも大変ですので井上さんが買うという様な事で、相談が出来たと思います。そういう事です。

続きまして、第3項。これは、山の神から南へ500mぐらいの所にある10筆です。10筆あるわけですが、ページは7ページなんですけど、この場所を見た限りでは、こんな所に今から以前はミカン山だったそうですけど、草が生い茂っているのですが、ここが相談が要ったと言う様な事で柘原さんがミカンを栽培されるという事です。

続きまして、4項、5項は、譲受人は、8ページなんですけど、〇〇さんと同一です。そしてまた、譲渡人の〇〇〇〇番〇さん、この人は姉さんで、この5項はですね、妹の〇〇〇〇〇〇さん、この人は、愛媛県、〇〇さんは始良市という事で、もう始良市から畑が1反2畝とか1反5畝を作るのも大変です。そこで〇〇さんと相談してどげんすっということ、この場所についてはですね、上り立ての昔、高尾野の養護老人ホーム紅葉園があつて今は高尾野交流センターの場所です。その両隣という事です。

以上、所有権移転第1項から第5項までですけど、農地法第3条第2項、各号から該当しないため、自分たちは「許可相当」と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、18番委員お願いします。

18番 18番です。調査日時等については、先ほど14番委員が述べられたとおりですので、省略します。所有権移転第6項から賃借権設定・使用貸借権設定について報告します。まず所有権移転第6項ですね。10ページをご覧ください。申請地はですね、高尾野駅から北へ665mという所なんですけれども、中央斜線部分の西側の公園とか書いてある辺りが高尾野駅です。この線路沿いにこの三角の田んぼ、長ひょろい田んぼがあつて、ここを今度購入される方が作られるという事でした。現地は、去年は多分作付けしてあつたと思うんですけど、今年はその株から芽が出ているような感じで、畦とかも全く管理されていなくて、隣の方にも耕作されるのにちょっと迷惑をかけているのかなあと言う様な場所でした。で、ここを耕作されるという事なんで良いことだと思いました。

続きまして、所有権移転の第7項ですね。地図の11ページをお願いします。場所はですね、高尾野駅から北へ約ちょっと離れていて600mということなんですけれども中央斜線部分になります。で、ここの一帯が水田を耕作されている場所で、北側が今度農地を購入される方の名義の土地なんですけども、2枚を1枚にして作っているような感じの、もう1枚になっているようなところでした。〇〇〇〇番の田が耕作していない状況でした。特に問題は無いかと思ひます。

続きまして、第8項ですね。12ページになります。こちら12ページの8項、高尾野小学校から北へ約180mの所にございます。3筆に分かれていて中央斜線部分140番1の田を今度ともに耕作されることなんですけれども、3筆ともこれ1枚になっていました。で、〇〇〇番〇の田んぼも今回購入される方の名義になっているそうなので問題はないかと思ひます。所有権移転については、以上です。

続きまして、賃借権設定10年の1項になります。13ページを御覧ください。中央斜線部分で林業を営んでいる方で兼業農家ということなんですけれども、借りて苗木を作られるということでした。〇〇〇〇番の畑の方は結構きれいに耕したかなという感じで草が無い状況だったんですけども、〇〇〇〇番〇の所は、足首丈くらいまではちょっと行かないぐらいまでの草が生えているかなという感じでした。ここを通らないと〇〇〇〇番〇の畑には入っていけないのに、苗木の作付けとかどうなるのかなと思って入り口がこの辺りから入って行かれないんですかと聞いたら、事務局から説明があつた通りに、仮人の方がもう既に〇〇〇〇番〇は借用していらっしゃるという事で、そちらを通つて中で苗木を作られるという事でした。北側の大きな畑が水路になっていてそこから通れるのかなといった感じを受けました。特に問題は無かつたと思ひます。

続きまして、使用貸借権の5年です。最後の1項になります。14ページです。仮人と賃

人の関係は、いとこという事で〇〇〇〇番の斜線部分の畑になります。江内小学校から北へ約610mの所でした。〇〇〇〇番〇の所に隣接している所があるんですけども、そちらは家庭菜園等が作付けされていました。北側の宅地は、家があって一般の人との平衡に借りられる畑も実際に何か野菜とかを作られるマルチをかぶせた跡があり、管理されているような感じでした。特に問題はなかったと思います。以上、所有権移転第6項から第8項、賃借権設定1項、使用貸借権第1項につきましては、農地法第3条第2号、各号には該当しないため、「許可相当」と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。
(質疑等)

10番 「はい。」と挙手。

議長 10番委員。

10番 議長、所有権移転の所の第6項です。この人は規模拡大ですが、これは何を規模拡大されるんですか。

議長 調査委員。

18番 18番です。60aは既に水稻を作付けしてされているという事で、この水稻をまた今度借りて耕作して拡大するという風に解釈しているんですけど。

10番 そうですか。この人新田だけなら良いけど、太陽光も借用しているがと思ってでしたが、分かりました。

議長 良いですか。他にございませんか。

(「なし。」の声)

議長 無いようです。調査員の報告では、全件「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、「全件許可相当」と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

15ページから入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農用地利用集積について説明しますが、今回から資料の体裁を変更しておりますので、先ずはこのことについて説明させていただきます。基本的な考え方は、農用地利用集積計画において定めるべき事項として農業経営基盤強化促進法と農林水産省令で定める事項を充足しつつ、可能な限り簡素化することにより、農地の所有者、耕作者をはじめ、すべての関係者の負担を軽減する方向で見直しを行っているところですが、総会資料については、農地の貸人の経営面積や世帯員数等、不必要な項目を削除し、農政課所管の認定審査会で農業経営の状況について慎重に審査をされている認定農業者と認定新規就農者の経営状況の詳細の記載を省略しております。また、これまで設定年数毎に集計していましたが、現行制度では必要ないものでしたので、集計方法を改め、総括表の様式を変更しています。変更後の総括表は今回、総会資料に綴じこむことができませんでしたので、本日の配布資料として机の上に置かせていただいております。では、早速ですが、本日配布資料の「農用地利用集積計画総括」を御覧ください。賃借権の設定から、農用地利用集積に係る利用権の設定・農地

中間管理権の取得までを一括して説明します。賃借権の設定は、新規が2件、3筆、再設定が16件、24筆、合わせて18件、27筆で、48, 107㎡です。

続いて、使用賃借権の設定は、新規が、2件、3筆で、1, 335㎡です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転ですが、今月の提案はありません。

最後に、農地中間管理機構の集積計画は、耕作者別で4件、貸出者別では7件で、14筆32, 415㎡です。所有権移転につきましては、今回ございませんでした。

以上で説明を終わりますが、全体として27件、44筆、81, 857㎡の集積計画になります。以上で終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。14番委員、審議結果の報告をお願いします。

14番 14番です。9月22日に18番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、全て適当と判断しました。以上です。終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。
事務局をお願いします。

事務局 第1項について、説明します。総会資料22ページを御覧ください。本申請は、令和3年3月25日付で許可を受けた土地2筆のうち1筆(地籍図 地番〇〇〇番)に加えて、新たに田3筆、803㎡を追加するものです。前回許可後、2筆とも造成工事を終えて、『転用許可済み』と、書いてあります。1筆(〇〇〇番)については、申請通り駐車場として利用されておりました。今回の変更は、市道六月田上村線の拡幅工事に伴って、自動車修理工場の移転が必要となり、当初予定では、現在の建物を一部残して建築する予定でしたが、建物の老朽化が激しく、また、大型車の出入りを考えて今回の事業計画変更申請になりました。変更後の転用計画の必要性については、現在、一部造成工事に掛かっている時であり、工場進入口が市道六月田上村線に当たることから、拡幅工事前に着手したいためであり、必要性があると認められます。土地改良区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。9月24日、私と17番委員、事務局職員で調査した結果につきまして報告します。地籍図を御覧ください。説明がありましたように、この斜線部分が今回変更になっているところで、自動車修理工場を全て建て直すということで、田んぼの〇〇〇番から〇〇〇番にかけて建設をされると、ここの斜線部分につきましては、田んぼでしたので30cmほど盛土をして駐車場に係る部分につきましては、5条申請という事でした。それから排水

等ですが、〇〇〇番の下所、宅地と畑の境目の所に排水溝を造って、左側に道路がありまして、その道路側溝に流すという事でした。それと、汚水等につきましてもこの道路に用水等がありましたので、こちらに流すという事でございました。それと自動車修理工場ですので、油等も混じった水も出ると、工場排水も出るという事でした。これは、〇〇〇番の右に溜枡を造って、更に道路付近にも設置をするという事で、その道路側溝につきましても、年1回の検査をされるという事でした。あと、周辺の農地ですが、〇〇〇番の右側の田んぼには水稻を栽培されています。その下の〇〇〇番〇のここも水稻を栽培されていました。それと左側の〇〇〇番の田、ここは、もう既に耕作をされていないような状態で、雑草が生えている状態でありました。特に周辺農地への影響は無いと思われました。調査の結果、事業計画通り事業が遂行できない理由により事業出来ない理由は、「承認」と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 なしという事で調査委員の報告では、「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第3号 農地転用事業計画変更申請については、「承認」と決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局お願いします。

事務局 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について資料は、23ページです。

第1項について説明します。申請地は、中央町の田、2筆で441㎡です。申請人は、市内の会社役員です。今回の申請地に申請人が営んでいる事務所及び倉庫1棟を建築するものです。隣接地〇〇〇〇番〇には、申請人の自宅が建築中です。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域内ですが5月総会でやむを得ないと判断されました。10ha以上の規模の1団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当しません。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。調査日、調査委員につきましては、先ほど言いましたので省略します。

議案第4号、第1項です。地籍図の真ん中の斜線部分、今回ここを確認し許可をもらったという事で事務所と倉庫を建築するものです。宅地化されつつあるような所でもございました。雨水等につきましては、この斜線部分の上の方に、道路のようなところがありました。ここが排水路になっていまして2mほど深い排水溝になっておりましたが、こちらに流すという事でございます。汚水につきましては、浄化槽を設置すると言う様な事です。周辺農地への影響は無いと思われまますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は、武本の畑、2筆で3915㎡です。申請人は、

市内で畜産業を営む法人です。現在飼育している牛舎が手狭になり、申請地に母牛舎と子牛舎1棟を建築して、残地は牧草ロール置場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。9月24日、6番委員、事務局職員と調査した結果を報告いたします。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての第2項です。下の申請地地籍図を御覧ください。申請地は、出水運動公園から南へ1000mくらいの山に囲まれた所に牛舎がありました。現在その牛舎には、母牛が200頭、子牛が20頭ぐらい肥育されていました。申請地の広い3300㎡の方には、ラクマキが12～13本植われておりました。小さい〇〇〇〇番〇の小さい畑の方は、元ミカン畑があったところでミカンは綺麗に抜本してありました。ただ、まだ整地までは行ってませんでした。それで、すぐそばに牛舎があるのでそこを案内してもらいましたが、一つの区画に6～7頭の親牛が肥育されていました。山田さんの説明によると、狭い所に牛を押し込めると、もし病気が発生した場合のリスクが高いので、牛の数にあった牛舎の広さが必要との事でした。牛舎だとちょっと臭いが強いのですが、山に囲まれた場所で民家も無く、周辺農地への影響も無いと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ごさいませんか。

(「なし。」の声)

議長 ないようです。調査委員の報告では、1項、2項「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局お願いします。

事務局 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、総会資料は、25ページからです。第1項について説明します。申請地は、高尾野町柴引の畑、2筆で2268㎡です。申請人は、市内で主に建築材料を販売する法人です。事業拡大のため、事務所後ろの申請地を取得して、手狭になった資材置場として利用するものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、土地改良地区内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。調査委員・調査日は先ほど説明いたしましたので、省略いたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての第1項です。下の申請地地籍図を御覧ください。申請地は、高尾野小学校から西へ200mくらいの所にあります。現地は、雑草がまだ茂って道路よりもかなり低いのですが、盛り土もせずそのままアスファル

ト層です。ただ隣との境には、ブロックで土留をして砂利や砂等が農地の方に入らないようにするとの事でした。申請地は傾斜地になっており、〇〇〇〇番〇の方が低くなっているそうです。そちらの方に工事車両の停車区を造るそうです。雨水は申請地の後方にある既存の工場の敷地内に水槽があるので、そちらに流すそうです。以上によって農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、2項お願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は高尾野町下高尾野の畑、538㎡のうち452㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、申請地を取得して一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。土地改良地区内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。調査日・調査委員等は、先ほど12番委員から言われましたので、省略いたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、第2項。申請地地籍図を御覧ください。石坂分署から東へ350mほど、国道504号の浜田バッテリーから北に100mほど行った所にございました。右側の〇〇〇〇番〇の畑には、既に半分ほど斜線部分に住宅が建っておりました。今現在畑となっておりますが、半分ほど宅地になっておりました。その左の斜線の部分でございます。そして、斜線部の左側のほうには、131㎡通路にするために残して、奥の〇〇〇番の畑にまた将来申請して整備をされるという事で道路を造られるそうです。周りは、ブロックで囲むそうです。盛り土はほとんどしなくて良いという事でございました。雨水・排水につきましては、斜線部の上の北側の方に道路が通っておりまして、ちょうど斜線部の上の所に排水溝が設置されておりました。その道路の所にですね、生活排水をするための下水道が通っておりましたので、そこを利用されるという事でございました。よって、周辺農地への影響は無いと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、3項お願いします。

事務局 第3項について説明します。申請地は、知識町の畑で2筆、507㎡です。申請人は、阿久根市在住の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟及び通路を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。調査委員・調査日については、16番委員から発表がありましたので、省略いたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、第3項です。第3項ですが、場所はですねスーパーよしだ鹿島店から東へ200mほど行った所にありましたこの申請地の雨水は、北側の道路の方に側溝がありますのでそこに流します。汚水は、そこに下水道が入っておりましたので下水道へ流します。それから隣接地の両サイドはブロックで土留をして、40cmぐらい土を埋めるということです。両サイドの土地は許可済みであるという事でありました。調査・協議した結果、隣接地などの問題は無いという事で、私

達は、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、4項お願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は、高尾野町大久保の畑で、328㎡です。申請人は、市内の会社員です。申請地を取得して、新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。調査委員・調査日については、先ほど報告いたしましたので、省略いたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての第4項です。申請地は、下の地籍図を御覧ください。高尾野支所から東へ300mくらいの所です。譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの娘さんになり、現在この申請地の中にある住宅に住んでいます。申請地は、もうコンクリートが3段ほど積まれ境界もきちんと出来ており、いつでも着工できる状態でした。盛り土はしないで、そのままの状態で建築の予定だそうです。敷地内に下水道があって、雨水は道路側溝。周辺は、もうほとんど宅地で周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、5項お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は上鯖淵の畑、493㎡です。申請人は、市内の公務員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。調査委員・調査日については、先ほど報告いたしましたので、省略いたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、第5項です。場所は、太田原住宅バス停から西へ100mほど行った所です。地籍図を御覧いただきますと、斜線部分になりますが、周囲は住宅街という事でほとんど宅地化されている状態でありました。埋め立てはほとんど必要ないという事でしたが、周囲はブロックをするという事です。それと、雨水と汚水の件ですが、汚水は道路下水道へ流すという事、雨水につきましては、道路側溝へ流すというような事でした。その斜線網掛けの部分の左側に〇〇〇〇番〇と書いてありますが、そこは家庭菜園を栽培されている状況で、特に周辺農地への影響は無いと思われました。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、6項お願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は上知識町の畑、567㎡のうち102㎡です。申請人は、市内の会社役員です。車の所有台数が増加し、駐車スペースと転回場所が必要となり、申請地を相談し了承を得られたので駐車場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。調査委員・調査日については、先ほど久野委員から報告されましたので省略

いたします。第6項です。申請地は、出水自動車学校から東へ150mぐらい行った所にあります。地籍図の中央の斜線の部分ですが、現在宅地の〇〇〇番の前、結構空いているんですけども、車の所有台数が増えるという事で、〇〇〇番の未収分を相談できたという事で、高さを結構1m50cmぐらいかどうかな、それぐらいの高さまでの減り高を計算に入れて埋め立てすると、〇〇〇番側の方にちょっと傾斜をつけて、雨水は道路側溝へ流すという事でした。現在は何か植木なのか、ちょっと名前も分からないような樹が生えていましたけれども、ほかの隣接地への影響も無いと思われました。よって協議した結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、7項をお願いします。

事務局 第7項について、説明します。申請地は中央町の畑、465㎡、田18㎡の計483㎡です。申請人は、南さつま市内の教員です。現在、南さつま市で教員をしていますが、郷里近くに交通の便が良い、申請地を取得し一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。第7項です。地籍図31ページ。この場所がですね、箱崎八幡神社から東へ150mぐらいの所にあります、分譲地みたいな感じで最初の申請地となっているみたいでした。ここは、上側に申請地の所のですね、共同の排水もそれから下水道を整備して、下水道をずっと右側の〇〇〇番のカーブになった道路みたいな所をずっと行って大きい国道まで行って下水道に流れると。雨水はですね、その〇〇〇番の右側のカーブの所が排水溝というか排水の大きな溝になっていますのでそっちの方に接続すると。周りにはもう隣接地農地と言っても当の農地ではなく何も問題は無いと。〇〇〇番の畑はもう5条申請転用の許可済みでここに飛ばされると言う様な所でした。私達が協議した結果ですね、隣の農地にも問題は無いので、農地転用目的に問題は無く「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、8項をお願いします。

事務局 第8項については、総会資料22ページ、議案第3号「農地転用事業計画変更申請について」の第1項で説明しましたので、内容は省略いたします。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。調査委員・調査日については、先ほど報告いたしましたので、省略いたします。ただいま説明がありましたように、「農地転用事業計画変更申請について」説明しましたので説明は省略します。この3筆を今回取得して転用するものです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、9項をお願いします。

事務局 第9項について、説明します。申請地は野田町下名の畑3筆、396㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在実家住まいですが、申請地を取得し新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。調査日時については、先ほど12番委員から報告されたので、省略します。

第9項、申請地地籍図を御覧ください。場所は、野田女子高から北へ500mの県道荒崎田代線の隣にありました。以前、左側の斜線の左側の宅地となっておりますが、〇〇〇〇番〇と斜線部分の総会で承認され既に普通の住宅が建てられておりました。申請地の下の畑には、畑があります。そこにはネギが植えられておりました。そのネギの区画には、迷惑が掛からないようにブロックを積まれているという事でございました。盛り土は、30cmほど盛り土をされるそうです。右側の下水道側に歩道がありまして、歩道が整備されておりまして、縁石がありまして、そこには少し石で造られた歩道になって、普通はアスファルト歩道なんです、四角のブロックで造られた歩道になっておりました。その所に車の出入りが出来ない面積がございまして、車の出入りが出来ないで、狭いスペースでも出入りが出来るようにするという事でございました。雨水・排水は、県道荒崎田代線の所に、斜線の右側に側溝があつて、そこに流されるそうです。生活排水については、県道左側に下水道が整備されておりまして、そこを利用されるという事でございました。よって、周辺農地への影響は無いと思われまので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 以上で、調査委員・事務局の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

議長 ございませんか。

無いようです。調査委員の報告では、全件「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 お願いします。

事務局 議案第6号 非農地証明願について第1項について、説明します。

申請地は、高尾野町柴引の畑5筆、1847㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成5年4月1日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。調査日時については、先ほど説明がありましたので省略いたします。

議案第6号 非農地証明願について地籍図を御覧ください。高尾野砂原交差点から、北へ150mの所にございまして。申請地〇〇〇〇番〇、『畑』の左側の道路に車を止め、その下の〇〇〇〇番〇の山林の所から調査等を行いました。最初、その所が調査をする所かと勘違いをしておりまして、そこじゃなくて、そのちょうど以下、〇〇〇〇番〇が山林で、その下でと思っていました。その山林の所から上の方に全体的にですね下り坂になっておりまして、その道路奥の隣近辺が北側に向かってずっと下りになっておりました。そして、その申請地の所はですね、ちょうどその山林の所の線の所からまた一段と下がっておりまして、

そこの所が申請地でございました。道路から入りようにもちょっと荒れていてですね、入れるような状態ではございませんでした。奥に行くに連れて段々下がっておりまして、もう野暮になっておりまして、右下の広がっている所ももう山林・原野がありまして、どうにも行けないような状況でございました。状況からみて、申請通り年月が経過していると思われるので、農地への復元は困難な状態ではございましたので、調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、「承認」と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

議長 ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 調査員の報告では、「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第6号 非農地証明願については、「承認」と決定いたします。

議長 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について議題といたします。先日の第1回総会終了後、選考委員により御覧の方が選考されました。農業委員会法第17条第1項により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっております。委員の皆さまから何か御質疑等ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 無いようでしたら、提出された13名の方を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 異議なしということで、1番から13番まで出水市農地利用最適化推進委員に決定し、10月1日に委嘱いたします。任期は皆さまと同じ令和6年9月12日までとなります。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○農地利用最適化推進委員の推薦・募集状況について(事務局説明 省略)

○活動日報・活動記録簿の提出について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第2回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印